

平成30年度 第3回  
岡山県広域特別支援連携協議会  
岡山県発達障害者支援地域協議会

日 時：平成31年2月6日（水）  
10：00～11：30  
場 所：ピュアリティまきび ルビー

1 開 会

2 協 議

(1) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について

(2) 高等学校等における就労支援について

3 そ の 他

4 閉 会

## 目 次

○ 委員名簿	1
○ 岡山県広域特別支援連携協議会設置要項	2
○ 岡山県発達障害者支援地域協議会設置要項	4
○ 岡山県広域特別支援連携協議会・岡山県発達障害者支援 地域協議会の公開に係る取り扱い	5
○ 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの 実施状況について	7
○ 高等学校等における就労支援について	13

平成30年度 岡山県発達障害者支援地域協議会委員  
兼岡山県広域特別支援連携協議会委員

区分	氏名	所属	摘要
学識	小池 将文	川崎医療短期大学学長	
医療	中島 豊爾	公益社団法人岡山県医師会理事	
関係機関	河本 茂美	おかやま発達障害者支援センター所長	
	徳田 雅子	岡山市発達障害者支援センター所長	
親の会	石原 秀郎	NPO法人岡山県自閉症協会理事長	
保健・福祉	佐藤 昌之	岡山県保健福祉部保健福祉課長	
	山野井 尚美	岡山県保健福祉部健康推進課長	
	渡邊 佳苗	岡山県保健福祉部子ども未来課長	
	森 信二	岡山県保健福祉部子ども家庭課長	
	片山 圭子	岡山県保健福祉部障害福祉課長	
	徳山 雅之	岡山県保健所長会会長	
	山下 富貴子	美作市保健福祉部健康づくり推進課長	
	片山 弘志	岡山労働局職業安定部職業対策課長	
労働	豊田 和典	岡山県産業労働部労働雇用政策課長	
	石本 康一郎	岡山県教育庁義務教育課長	
教育	藤岡 隆幸	岡山県教育庁高校教育課長	
	林 栄昭	岡山県教育庁特別支援教育課長	
	片岡 一公	岡山県総合教育センター特別支援教育部長	
	吉田 光宏	岡山県総務部総務学事課長	
学校	延原 まどか	岡山県特別支援学級設置学校長協会会長	
	佐藤 一法	岡山県特別支援学校長会長	

## 岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱

### (設 置)

第1条 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育等の関係部局・機関、大学、医師会及び親の会（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図り、障害のある児童生徒に対し、総合的な教育的支援を実施するため、岡山県広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の支援地域（障害のある児童生徒等にニーズに応じて必要な教育的支援を適切に提供するために岡山県教育委員会が想定する地域をいう。）の範囲に関すること。
- (2) 就学前（小学校又は特別支援学校の小学部就学前までの段階）からの障害のある幼児及びその保護者等に対する教育相談の充実に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (3) 就学中（小・中学校、高等学校又は特別支援学校に就学している段階）の適切な教育的支援の実施に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (4) 就学中から卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (5) 障害のある児童生徒等に関わる人材の育成に関すること。
- (6) その他関係機関等相互の情報の共有化に関すること。

### (組 織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育の関係部局及び機関の職員
  - (2) 学校関係者
  - (3) 岡山県医師会所属の医師
  - (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
  - (5) 学識経験者
  - (6) 親の会代表
  - (7) その他岡山県教育委員会教育長が適当と認める者
- 2 連携協議会の委員は、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を兼務する。

3 連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 連携協議会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。

2 連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

### (目的)

第1条 発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関すること
- (2) 発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関すること
- (3) 発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関すること
- (4) 発達障害への理解の促進に関すること
- (5) その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
  - (2) 学校関係者
  - (3) 岡山県医師会所属の医師
  - (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
  - (5) 学識経験者
  - (6) 親の会代表
  - (7) その他知事が適当と認める者
- 2 地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）の委員を兼務する。
- 3 地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

### (委員長)

第4条 地域協議会に、委員長を1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

### (会議)

第5条 地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

### (事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

- 2 地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会の公開に係る取り扱い

岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会（以下「協議会」という。）の公開に関しては、岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成29年4月1日）及び岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱（平成16年8月26日）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

### 1 公開基準

以下の各号に該当すると委員長が認めるときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括又は会議ごとに公開・非公開を決定する。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

### 2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、協議会で決定する。

### 3 会議の開催周知

協議会の開催日の1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

### 4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1 公開基準」の各号に該当する場合であって、委員長が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。



# 乳幼児期支援連携強化事業について

## 1 事業の概要

市町村における、乳幼児期の発達障害のある人への支援体制整備の推進を図るため、現行の母子保健事業・人材・社会資源・機関連携等の状況についての点検や支援の仕組み等を見直し、情報連携による切れ目のない支援の仕組みの構築を図る。

○事業全体のスケジュール:別紙のとおり

○平成30年度実施事業

モデル事業(1年目)の実施(8市町村)、支援者研修会の開催(H30.9.21)、地域支援WG拡大会議(H31.2.21)での事業報告

## 2 モデル事業の進捗状況 (H30.4～H31.1)

【備前市】

○ワーキンググループでの会議開催(3回)

・メンバー:備前市役所(教育・保健・福祉担当課)、備前保健所東備支所、おかやま発達障害者支援センターの関係職員

・テーマ:家族支援の資源創出

【吉備中央町】

○ワーキンググループでの会議開催(10回)

・メンバー:吉備中央町役場(教育・保健・福祉担当課)、備前保健所、おかやま発達障害者支援センターの関係職員

・テーマ:支援教室「ぽけっと」の機能強化、市町村の体制把握ツールを使ったインターフェースの確認

【早島町】

○ワーキンググループでの会議開催(3回)

・メンバー:早島町役場(教育・保健・福祉担当課)、備中保健所、おかやま発達障害者支援センターの関係職員

・テーマ:保護者支援の場の創出、巡回相談、市町村の体制把握ツールを使ったインターフェースの確認

【笠岡市】

○ワーキンググループでの会議開催(2回)

・メンバー:笠岡市役所(教育・福祉担当課)、笠岡学園、備中保健所井笠支所、おかやま発達障害者支援センターの関係職員

・テーマ:市町村の体制把握ツールを使ったインターフェースの確認

【美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村(美作保健所勝英支所管内合同)】

○ワーキンググループでの会議開催(5回)

・メンバー:上記4市町村(保健担当課)、美作保健所勝英支所、おかやま発達障害者支援センターの関係職員

・テーマ:健診から就学前までの支援システムのPDCAサイクルによる見直し、市町村の体制把握ツールを使ったインターフェースの確認

○保健従事者研修会の開催(H30.1.7)

・講師:国立精神・神経医療研究センター 臨床心理士 原口英之氏

## 3 今後の事業の進め方(案)

・平成31(2019)年度 モデル事業の実施、ガイドライン素案作成

・平成32(2020)年度 ガイドライン作成

全町村へ普及

## 4 課題

・市町村の規模等で支援体制や内容が違うため、支援内容の共有化をどのように進めるか。

・どのようなガイドラインにするか。

(学齢期のものと同様なものを考えるかどうか。)

## 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト

# 乳幼児期支援連携強化事業

### 【事業の概要】

市町村における、乳幼児期の発達障害のある人への支援体制整備の推進を図るため、現行の母子保健事業・人材・社会資源・機関連携等の状況についての点検や支援の仕組み等を見直し、情報連携による切れ目のない支援の仕組みを構築を図る。

## 乳幼児期支援連携強化事業 (H29～H36)

### 【課題】

- ・乳幼児期におけるスクリーニングの状況
- ・気づきの段階から支援や診断へのつなぎ
- ・段階的な支援の仕組み 等

H26～  
H28

### 実態把握

- ・県保健所との分析結果・課題点の共有 (H29)
- ・市町村へのヒアリング

H29

### モデル事業実施市町村の選定 (H29)

- ・モデル事業実施市町村での取組準備・課題整理
- ・事業フレームの決定

H30～  
H31

### モデル事業の実施 (H29～H31)

- 8市町村(予定)

H30～  
H31

### モデル事業の成果に基づくガイドライン策定 (H31～H32)

- ・ガイドラインの取組を全市町村へ普及

H32～  
H36

### モデル事業の実施 (H26～H28)

- ・幼稚園である、保育所・幼稚園から小学校へ入学する際の支援に必要な情報連携の仕組みづくりを検討

### 課題

## 「市町村の就学前後の移行期における情報連携に関する ガイドライン」策定 (H28)

- ・ガイドラインの取組を全市町村へ普及 (H29～H32)
- ・共通支援シートの活用
- ・市町村関係機関を対象とした合同研修会
- ・市町村WGへの参画 等

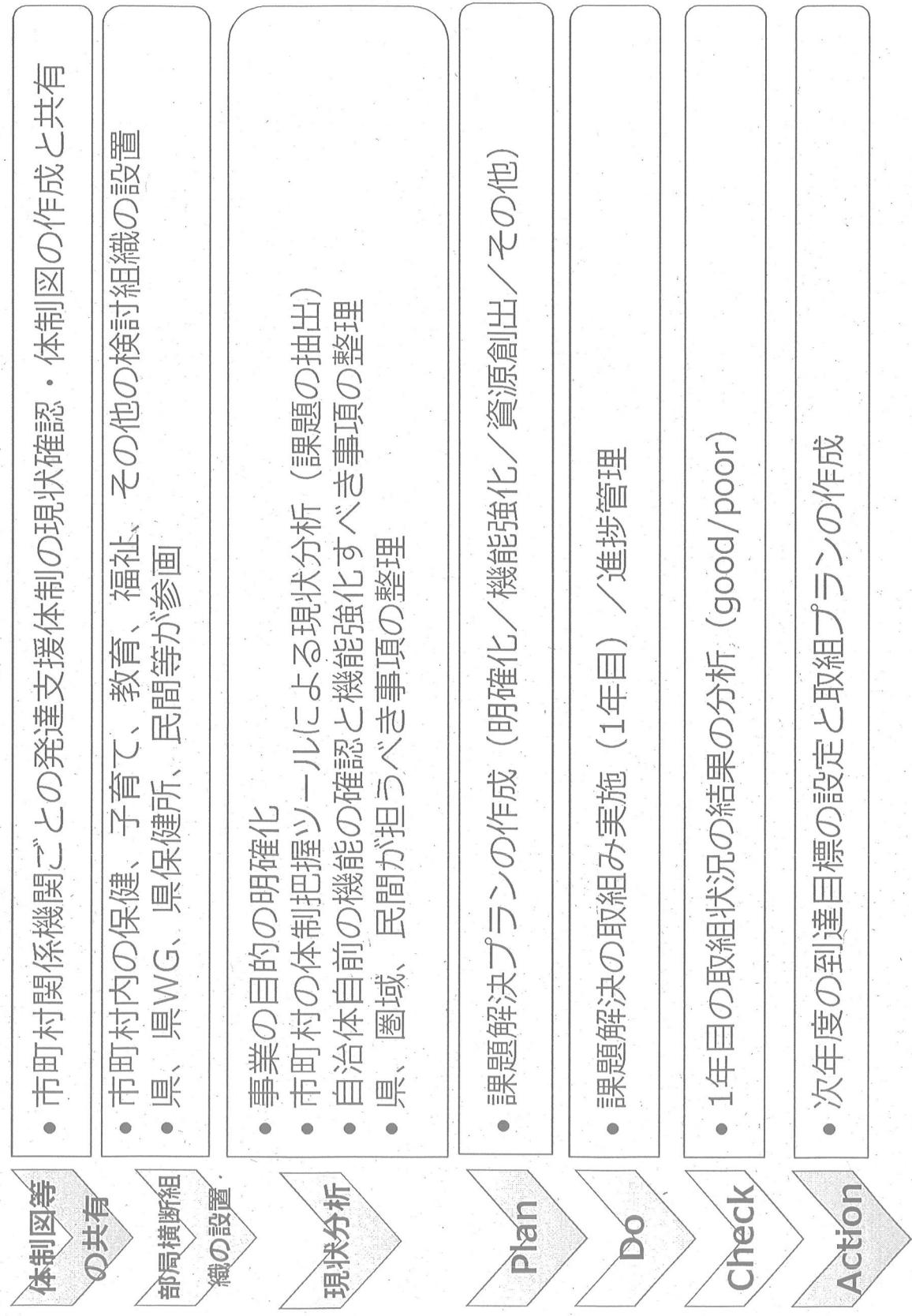
### 乳幼児期から就学前までの情報連携

### 成果指標

県ガイドラインにより、全ての市町村において、地域の社会資源に応じた機能的な乳幼児・子育て支援・障害福祉等の分野連携が進められている。

2018（平成30）年度～

モデル市町村の取組フレームイマージ ⇒ 県WGは『現状分析』と『PDCA』を一般化



例

市町村の体制把握ツール

<p>市町村名 &lt;人口：3万人&gt; &lt;年間出生：100人&gt;</p> <p>レベルI (毎日) 日常生活水準</p> <p>共時的 インタークエイス (情報共有、紹介等)</p> <p>5W1H</p>	<p>0～3歳</p> <p>继時的インタークエイス (引き継ぎ) 5W1H</p> <p>市町村(乳幼児健診) ・保育園 ・認定こども園</p> <p>地区担当保健師 ・共通支援シートを活用した就園前後の情報連携</p> <p>要観察児指導教室 巡回専門指導員</p>	<p>4～6歳</p> <p>继時的インタークエイス (引き継ぎ) 5W1H</p> <p>市町村(就学前健診) ・保育園 ・認定こども園</p> <p>地区担当保健師 ・共通支援シートを活用した就園前後の情報連携</p> <p>要観察児指導教室 巡回相談市(CP・市Co) 巡回専門指導員</p>	<p>7～15歳</p> <p>继時的インタークエイス (引き継ぎ) 5W1H</p> <p>小学校 ・中学校</p> <p>地域担当保健師 ・共通支援シートを活用した就学前後の情報連携</p> <p>校内委員会</p>
	<p>レベルII (定期的) 専門療育的支援</p> <p>共時的 インタークエイス (情報共有、紹介等)</p> <p>5W1H</p>	<p>児童発達支援事業所</p> <p>地区担当保健師 ・計画相談 (個別支援計画)</p> <p>子ども発達相談 (県・市HC)</p>	<p>児童発達支援事業所</p> <p>地区担当保健師 ・計画相談 (個別支援計画)</p> <p>子ども発達相談 (県・市HC)</p>
	<p>レベルIII 医療的支援</p>	<p>医療機関</p>	<p>医療機関</p>

県と市町村  
の連携

## 発達障害のある人の トータルライフ支援

保健・医療・福祉・  
教育・労働の連携

### (1) 発達障害のある人の支援体制整備の推進

医療を基盤とした  
支援体制の構築

- 専門医の養成・確  
保策等の検討

市町村支援体制の整  
備促進

- 発達障害者支援セ  
ンターとも連携し、  
施策を効果的に  
推進

家族支援体制の整備

- 親支援プログラムの  
導入・普及

↓  
家族支援の機会を  
身近に確保

- 発達障害の正しい  
理解の促進
- 県発達障害者支援  
地域協議会の設置
- 県発達障害者支援  
センターの機能強化

### (2) 人材育成の推進

トータル支援の  
人材育成

- 「かかりつけ医等発達  
障害対応力向上研修」  
の充実等

新指標（H32）  
受講医師数150人

- 登録キーパーソンから  
職域・地域の中核人材  
を養成

### (3) トータルライフ支援の推進

乳幼児期支援  
体制整備

- 早期発見と早期支援の  
仕組づくりを促進するた  
めの研修等の実施

↓  
県ガイドラインによ  
る取組を普及

学齢期支援  
体制整備

- 就学前後の情報連携の  
取組を全市町村に普及

小中・中高・高大・  
学職連携の推進

成人期支援  
体制整備

- 企業等向け研修会の  
開催
- 職場研修事業の成果等を活  
かして、就労に関する合理的  
配慮等を共有

↓  
行政・支援機関・企業等の協働  
による就労サポート体制の整備

- 就労移行等連携調整事業

障害のある人の一般就労へ  
の移行促進のため、事業所向  
けセミナー開催等

医療  
との連携

早期支援  
の推進



発達障害への対応  
力を備えた幅広い  
人材群を創出

成長期の切れ目のない一貫した支援を実現

自立して就労でき  
る環境を実現

県内どこでも、自立した生活を送り、社会参加できるよう、トータルライフ支援を実現 !!



# 高等支援学校等就労支援事業

岡山県特別支援学校高等部の就職率の向上に向けた取組が必要  
→企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実  
→早期からのキャリア教育等の推進(小・中・高等部の系統的なキャリア教育)

高等学校に在籍する発達障害等のある生徒が自立し社会参加を図るために、高等支援学校等の関係機関と連携しながら就労支援を充実することが必要である。その際、障害者就労ノウハウを有する高等支援学校等支援学校(高等支援学校等)のセンター的機能を活用しながら、適切な指導や支援を行うこと、が重要であり、高等支援学校等と連携し、高等支援学校等の充実を図る事業を実施する。

